北海道根室振興局告示第7号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)(以下「規則」という。)第5条第1項第12号に掲げるはえ縄漁業(たら、めぬけ及びさめ)(根室振興局管 内沖合海域) について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

会和6年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可	
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等 をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	計可又は起棄の認可 を申請すべき期間	備考
		(3)漁集時期 毎年 1月1日から12月31日まで		(3) 斯加の総トン数 総トン数20トン未満	(の)漁業を含む者の資格 根室振興局管内に住所を有する者であること。	令和6年2月1日から令和6年2月29日の間	(許可の有効期間) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで (起業の認可の有効期間) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (申請書の提出先) 根室振興局産業振興部水産課 (許可の条件) 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがあ (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き()以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならい。 やむを得ない事由により、○○港以外に漁獲物を陸揚げ又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長告しなければならない。 (2)次に掲げる水産動植物が採捕されたときは、できる限傷しないよう速やかに海中に戻さなければならさい。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がにイ 中幅8センチメートル以上のけがにの雄がにカ がに オ ずわいがにオ ずわいがにオ ずわいがにオ ずわいがにカ べにずわいがにオ さいまり立ち入る場合は、浮標灯を付けなけれはない。 (6)規則第33条第1項に基づく別表第3で定める1から22の点を順次に結んだ線及び22の点がら真房恒の度の線以海域に立ち入つてはならない。ただし、暴風雨長へ報告ければならない。777月11日から9月20日までの間は、なまこが採捕されけまは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなけならない。(8)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときこれに従わなければならない。 (8)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときこれに従わなければならない。